



# 朝来市住宅リフォーム助成事業

朝来市では、経済の活性化と住環境の向上を目的として、市内の施工業者を利用して住宅改修を行う方へ、工事に係る経費の一部を補助します

## ◆補助対象者

■次の要件をすべて満たしている方が対象になります

- 朝来市に住民登録を有する方
- 補助を受けようとする住宅が、市のその他の住宅改修に関する補助金を受けていないこと
- 世帯員全員が、市税及び市の使用料等を滞納していないこと

## ◆補助対象住宅

- 自己が所有し、実際に住んでいる市内の住宅
- マンションなどの集合住宅は、個人の専有部分のみが対象
- 店舗や事務所などと併用住宅は、住居部分のみが対象

## ◆施工対象業者

- 市内に事業所を有する法人
- 市内に事業所を有する個人で、住民登録されている事業者

## ◆補助金額

■20万円以上（消費税含む）の補助対象工事にかかった経費の10%を補助します（上限10万円）

## ◆申請受付期間

■令和4年4月15日(金)～令和5年2月28日(火)

朝来市役所西館2階 経済振興課窓口にて受付

※新型コロナウイルス感染抑止のため一斉受付は実施しません。（郵送提出を可能とします。）

■受付時間は土日・祝日、を除く平日 午前9時～午後5時

■申請時受付期間前及び補助金等交付可否決定通知書が届く前に行われた工事は補助対象となりません

■年度内に改修工事の支払いが完了する工事が対象となります

（裏面もご覧ください）

## ◆補助の対象となる工事例

- ・間仕切の変更
- ・壁紙や床の張替えなどの内装工事
- ・バリアフリー改修工事（建物内部のもの）
- ・ペアガラス、二重サッシ等取付工事など
- ・ベランダ、バルコニーの設置工事
- ・襖、障子張替え
- ・造り付け収納家具工事
- ・屋根の葺き替え・塗装、外壁塗装など

## ◆補助の対象とならない工事例

- ・造園、門扉、堀、又は外構の工事
- ・車庫、倉庫などの工事
- ・申請者が直接施工する工事
- ・賃貸の住宅
- ・増設又は改修を伴わない解体工事

## ◆事業期間

- 令和4年度（単年度事業）

## ◆予算額

- 1,000万円

## ◆申請から補助までの流れ

- 市へ補助金交付申請書類提出（補助金申込み）

【申請書類】補助金申請書・工事図面等・工事見積書・工事前写真  
委任状（施主以外の方が代行して申請される場合（任意様式））

⇒市から交付決定通知送付

※この通知が届く前に工事が行われた場合は補助金の支払いができませんのでご注意ください

⇒住宅改修工事着工

⇒住宅改修工事完了

⇒市へ請求書類提出

【請求書類】実績報告書・補助金請求書・工事代金領収書の写し・工事完了写真

⇒補助金支払い

## ◆注意事項

- 補助金等交付可否決定通知書が市から送付される前に住宅改修工事を実施された場合は、補助金のお支払いができませんので、ご注意ください
- 市の他の補助金（いきいき住宅助成など）との併用はできません
- 工事内容に変更が生じた場合は、市までご連絡ください

## ◆申請書提出・お問い合わせ先

- 申請書は下記問い合わせ先で配布しているほか、市HPにも掲載しています
- 申請書は直接下記担当課まで提出してください。

朝来市 産業振興部 経済振興課  
住所：朝来市和田山町東谷213-1（西館2階）  
電話：079-672-2816（直通） FAX：079-672-3220  
Mail：keizai@city.asago.lg.jp

（表面もご覧ください）